



2015年11月号

二戸労基署ニュース

◇11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。



昨年6月27日、「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」が公布され、同法において11月は過労死等防止啓発月間とされており、長時間労働の対策強化は課題となっています。労使の協力で、労働時間を適正化しましょう。

- ①長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。
- ②時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。
- ③労働基準法に違反する賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）はあつてはならないものです。

◇11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

厚生労働省では、11月を『労働保険適用促進強化期間』と定め、労働保険の未手続事業場の解消に取り組んでいます。



【労働保険】とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、農林水産業の一部を除いて、労働者を1人でも雇っていれば事業主は加入手続を行い、労働保険料を申告・納付しなければなりません。労働保険は政府が管理、運営している強制保険です。まだ、加入されていない事業主の方は、すぐ加入手続をお願いいたします。

◇「労働災害発生状況（平成27年1月～10月）」

・死亡労働災害：2件（前年比+2件）・休業4日以上：100件（前年比-2件）

11月は、いわて年末年始無災害運動（12月1日～1月31日）の準備月間です。

スローガン「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」冬季にむけての労働災害防止に向け重要な取組と位置づけ、準備期間に的確な計画等を定めていただくなど対応をお願いします。

◇復興・復旧工事連絡協議会開催について

10月19日、久慈合同庁舎会議室で久慈警察署、国交省三陸国事務所等や岩手県県北広域振興局、久慈市等地方公共団体や岩手県建設業協会久慈支部等建設団体などの代表者による連絡協議会が開催されました。



当署から建設業工事現場における車両系建設機械の労働災害防止対策や現場の過重労働防止対策の説明及び配慮の要請等や各発注機関からの施工状況、労働災害防止活動の状況等説明等がありました。今後、各団体が連携して労働災害防止に配慮し、努めていくことなどが確認されました。

=====
このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 TEL0195-23-4131まで。